

高橋・只木ゼミ前期第7問検察側反対尋問レジюме

文責:2班

1. 弁護側は正当防衛の正当化根拠をどのように捉えているか。
- 5 2. 弁護レジюме 1 頁 22 行目、「緊急避難は、……被侵害者の保護に十分には資さない。」とあるが利益均衡や補充性の要件といった緊急避難の成立に必要とされる厳格な要件が、正当防衛の成立について必要とされない理論的根拠は、まさに弁護側が放棄した法確証の利益であると解されるが、この点について矛盾は生じていないか。
- 10 3. 弁護レジюме 2 頁 31 行目、「正当防衛は、……自己の法益を自ら守ることを認め、もって社会秩序の維持を図ることにある。」とあるが、社会秩序の維持を図るならば、喧嘩闘争における違法な原因行為の実行を、より強く抑止する方が社会秩序の維持として有効ではないか。
- 15 4. 第二行為は違法な挑発行為により招致されており、第二行為を引き起こした根本の原因は違法な挑発行為にある。そうであるならば、違法な挑発行為によって招致された第二行為の「侵害の程度」に主眼をおいて相当性の有無を判断するのは不合理ではないか。

以上